

令和2年1月

## 九州大学における令和2年度以降の入学料・授業料免除について

令和2年4月から「高等教育の修学支援制度」が実施され、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の日本人学部生を対象に、日本学生支援機構の給付奨学金に加え、入学料・授業料の減免による支援が行われます。

九州大学では、日本人学部生に対しては、高等教育の修学支援制度による入学料・授業料免除（以下、「新制度」という。）を実施するとともに、従来から本学で実施してきた入学料・授業料免除（以下、「従来制度」という。）を実施します。

また、新制度の対象外となっている大学院生及び留学生に対しては、従来制度を実施します。

令和2年度入学料免除（徴収猶予）・授業料免除の申請を希望する方は、下記の内容を確認してください。

また、「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」及び「入学料・授業料免除申請のしおり（高等教育の修学支援制度）」は、以下の本学ホームページに掲載します。

- ・ 入学料免除、入学料の徴収猶予、新入生の授業料免除  
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/>
- ・ 在学生の授業料免除 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>
- ・ 高等教育の修学支援制度 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt03/>

## 記

- 令和2年4月に入学する日本人学部生（学部編入学生を含む）
  - ・ 日本学生支援機構の給付奨学金を申請して採用候補者に決定している者及び令和2年4月に給付奨学金の申請を予定している者は、合格通知等に同封して送付する「入学ガイドブック」を確認のうえ、入学時と入学後に入学料・授業料免除に関する必要な手続きを行ってください。（編入学生は、「入学料・授業料免除申請のしおり（高等教育の修学支援制度）」を確認してください。）
  - ・ 給付奨学金の申請資格に該当せず、従来制度の入学料・授業料免除を申請する者は、「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認のうえ、入学時と入学後に必要な手続きを行ってください。
  - ・ 新制度と従来制度の併願を希望する場合は、新制度と従来制度のそれぞれの手続きを行ってください。新制度の選考結果を優先し、新制度で不採用の場合に従来制度を適用します。
- 令和元年度以前に入学した日本人学部生（在学生）
  - ・ 令和元年11・12月に日本学生支援機構の給付奨学金を申請した者及び令和2年4月に給付奨学金の申請を予定している者は、「入学料・授業料免除申請のしおり（高等教育の修学支援制度）」を確認のうえ、所定の期間内に新制度の授業料免除に関する必要な手続きを行ってください。
  - ・ 従来制度の授業料免除を申請する者は、「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認

のうえ、必要な手続きを行ってください。ただし、新制度（給付奨学金）の申請資格がある場合は、現行制度のみの申請は認められず、新制度も申請する必要があります。

- ・新制度と従来制度を併願する者は、新制度と従来制度のそれぞれの手続きを行ってください。新制度導入前に入学した学部生への経過措置として、新制度の免除額が現行制度の免除額より減少する場合は、現行制度の免除額を適用します。

●大学院生及び留学生

- ・入学料・授業料免除を申請する者は、「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」を確認のうえ、所定の期間内（新入生は入学手続時と入学後）に入学料・授業料免除に関する必要な手続きを行ってください。